

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年7月28日付けで行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は、違法性又は不当性がある旨を主張しているものと解される。

請求人は、身体障害者手帳1級の障害を負い、かつ認知症の進行により精神障害者手帳も2級になるなど、重複した障害があり、却下処分にどうしても納得がいかない。

現在、認知機能低下により自宅に帰るのが困難な状況にまで進行しつつある。また、足腰の筋力低下から単独での外出時に転倒し、救急搬送される事態にまで症状が進行してきている。〇〇区側が診断書のみで判断したのであるならば、本人に接することなく手当を受給するに値しないと結果には不服がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月4日	諮問
平成30年1月23日	審議（第17回第3部会）
平成30年2月20日	審議（第18回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法26条の2は、「特別障害者」に対して、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者は、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」とする。

法施行令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙3）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（法

施行令 1 条 2 項 1 号)

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（法施行令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令 1 条 2 項 2 号)

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙 3）各号（10 号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令 1 条 2 項 3 号)

(2) 受給資格認定手続

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）15 条は、法 26 条の 5 において準用する法 19 条の規定による手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法 2 条 3 項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令 15 条 2 号）を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないとする。

また、認定基準第一・3 は、法施行令 1 条 2 項 1 号ないし 3 号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則、医師の診断書（省令 15 条 2 号）によりなされることとする。

2 個別具体的検討

(1) 判断基準

上記 1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件各診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件各診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があることはできな

いと解する。

(2) 法施行令 1 条 2 項各号該当性の検討

そこで、本件各診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当がないかどうか、以下、検討する。

本件診断書 1 の「障害の原因となつた傷病名」欄（別紙 1・1）は「後天性免疫不全症候群」とされ、「その他の疾患」の欄に症状及び臨床検査が記載されている。また、本件診断書 2 は精神の障害用のものである。そこで、請求人のその他の疾患及び精神障害について、請求人の有する障害の程度が法施行令 1 条 2 項各号に該当するかどうか判定すべきものと認められる。

(3) 法施行令 1 条 2 項 1 号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、法施行令別表第二第 6 号に該当する障害について、「前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が法施行令別表第 2 第 1 号から第 5 号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは法施行令別表第 2 第 6 号に該当するものとする。」とし（第三・1・(7)・ア）、また「病状には慢性に経過する極めて重とくな疾患で、短期間に軽快することを期待できない疾患を総じて含むもので特定疾患治療研究事業の対象疾患にとどまらず、対象となるものである。・・・臨床所見はあくまで『常時安静、就床を要する程度』のものであり、それを裏付ける所見が必要となることから慎重に取扱うこと。なお、『常時安静、就床を要する程度』とは、結核の治療指針（昭和 38 年 6 月 7 日保発第 12 号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の 2 度以上に該当すると認められるものである。」（同・ウ）とする。そして安

静度表によれば、2度は「終日横になっている」程度である。

イ 本件各診断書の検討

(ア) 本件診断書1

本件診断書1の「安静を要する程度」の欄（別紙1・4）は、「一定時間内の屋外歩行はよい」（1・5時間以内）と記載されており、認定基準で要求される「終日横になっている」程度の安静度2度には及ばない。

したがって、その他疾患に係る請求人の障害程度は、法施行令1条2項1号（1・(1)・ア）に該当しない。

(イ) 本件診断書2

上記(ア)のとおり、請求人の「その他の疾患」に係る障害程度が法施行令1条2項1号に該当しない以上、本件では同号に定める程度の障害が重複することがないため、同号の「身体機能の障害等が法施行令別表第二各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの」に該当しないことは明らかであり、本件診断書2の精神の疾患に係る請求人の障害程度について、検討するまでもない。

以上から、本件は法施行令1条2項1号（1・(1)・ア）の場合には、該当しない。

(4) 法施行令1条2項2号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項2号に該当する障害程度は、①法施行令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（第三・2・(1)）、又は②法施行令別表第二第3号から5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能

力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。
この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用
しない状態で行うものである（同・(2)）とする。

イ 本件各診断書の検討

本件各診断書からすれば、請求人は、その他の疾病及び精神障害の2つの障害を有しているのみであるため、3つの障害を有している場合を想定している上記①には該当しない。

また、本件各診断書における障害は、それぞれ、法施行令別表第二第6号及び7号の検討を要するものであり、「3号から5号までのいずれか1つの障害を有」する場合を想定している上記②にも該当しない。

したがって、本件は法施行令1条2項2号（1・(1)・イ）の場合には、該当しない。

(5) 法施行令1条2項3号該当性について

ア 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項3号に該当する障害程度は、法施行令別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、前出結核の治療指針に掲げる安静度表の1度に該当する状態を有するもの（第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（同・(2)）とする。

<日常生活能力判定表>（本件診断書2該当部分に網掛け）

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない

3	衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4	簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5	家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6	家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7	刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8	戸外での危険（交通 事故）から身を守る	守ることができ る	不十分ながら守る ことができる	守ることが できない

イ 本件各診断書の検討

(ア) 本件診断書 1

その他疾患の場合、上記ア①要件の検討が必要であるところ、本件診断書 1 の「安静を要する程度」（別紙 1・4）欄は、一定時間内の屋外歩行はよい（1.5 時間以内）とされ、「絶対安静」が要求される安静度 1 度に及ばない。

したがって、その他疾患に係る請求人の障害程度は、法施行令 1 条 2 項 3 号（1・(1)・ウ）に該当しない。

(イ) 本件診断書 2

精神障害の場合、上記ア②要件の検討が必要であるところ、本件診断書 2 の「日常生活能力の程度」（別紙 2・13）欄を、日常生活能力判定表に照らし計算すると、本件では、11 点であり、14 点には及ばない。

したがって、精神障害に係る請求人の障害程度は、法施行令 1 条 2 項 3 号（1・(1)・ウ）に該当しない。

以上から、本件は法施行令 1 条 2 項 3 号（1・(1)・ウ）の場合には、該当しない。

(6) 小括

以上から、請求人の障害程度は、法施行令 1 条 2 項各号に該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必

要とする者」(法2条3項)に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 判断の基礎及び方法に関する請求人の主張の検討

請求人は、上記第3のとおり「〇〇区側が診断書のみで判断したのであるならば、本人に接することなく手当を受給するに値しないとした結果には不服がある」旨主張する。

しかし、上記1・(2)のとおり、法令の定めに鑑みれば、手当受給資格認定判断は、その制度上、診断書を基に、診断時の症状に基づいて判断されるものである。そして、本件各診断書からすると、請求人の障害程度は、法施行令1条2項各号に該当する程度に至っていないことは上記2のとおりである。したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙3まで(略)